

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆第2号内容

- 1 平成26年度第2回(10月)借受希望者の募集について
- 2 農地中間管理事業に関する県内市町村勉強会の開催
- 3 県内各市町村農業委員研修会の開催
- 4 県内での取組事例紹介
- 5 農地売買支援事業(農地の売買)について



1 平成26年度第2回(10月)公募について

機構では、平成26年度第2回目となる農用地等の借受希望者の募集を平成26年10月1日から11月10日までの41日間行います。今回の募集は、県内25市町村を対象としており、うち19市町村が市町村全域での募集となっています。

農繁期が終わり農地の利用調整が本格化するこの時期に、地域農業の担い手となる多くの農業者等に広く周知を行い、多くの方に応募していただくことを期待しています。

2 農地中間管理事業に関する県内市町村勉強会の開催

さる、8月19日から9月5日にかけて、県内全市町村の農地中間管理事業市町村推進チームを対象に、事業実施に関する勉強会を延べ10日間15回開催しました。勉強会では、県地域農業推進課から①事業を活用する上での基本的な考え方と具体的な進め方、②地域集積協力の考え方、③重点地区の取り組み状況の聞き取り、機構からは④具体的な手続きの方法等についてそれぞれ説明を行った。

また、各市町村の重点地区の取組状況については、「農地中間管理事業重点実施地区カルテ」を元に地区の現状、推進上の課題等について説明を受けた後に課題解決に向けた取組や具体的な進め方等について意見交換を行いました。出席者からは「なぜ事業に取り組みないといけないのかうまく説明できない」、「交付金の話が先行して事業趣旨が薄れている」、「重点地区をまず取り組んで地域に波及させていく」、「今後、農業を辞める人は多くなるが地域の中に担い手がない」などの声が聞かれました。

全体的に取組が進んでいるところに共通して言えるのは、集落内に中心経営体(法人や認定農業者等)が存在しており農地集積等の話し合いが頻繁に行われていることです。反面、複数の個別経営体が規模拡大競争を行っているような地域や話し合いそのものがない地域等は事業取組が進みにくいようです。但し、集落内の高齢化の状況は地域の方々は十分認識しており、現在の農地利用状況や将来の担い手のあり方等について丁寧な説明を行いながら、一步一步確実に進めているところもあります。

平成26年度後半に向けて、重点地区以外のすべての地域への事業周知を図るとともに地域の課題解決のために農地中間管理事業という仕組みを有効に活用していただきたいと考えています。

【事業勉強会開催状況】

- ◆8月19日 AM 三股町
- ◆8月21日 PM 都城市
- ◆8月22日 AM 西都市・西米良村
- ◆8月26日 AM 国富町・綾町、PM 宮崎市
- ◆8月27日 AM 串間市、PM 日南市
- ◆8月28日 AM えびの市、PM 小林市・高原町
- ◆8月29日 PM 高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
- ◆9月 2日 AM 川南町・都農町、PM 高鍋町・新富町・木城町
- ◆9月 3日 PM 延岡市
- ◆9月 5日 AM 日向市・門川町、PM 美郷町・諸塚村・椎葉村



H26.8.27 日南市



H26.8.28 えびの市



H26.9.3 延岡市

3 県内各市町村農業委員研修会の開催

農業委員は農地の売買や貸借のあっせん、農地転用に関する許認可等の業務を行っており、現在、県内に516名（うち女性農業委員55名）、うち本年7月の統一選挙により114名、選任委員として57名、合計171名が新任農業委員としてその業務を行うことになっております。

7月以降、新人の農業委員を含む「市町村農業委員研修会」を宮崎県農業会議の主催で開催し、①農業委員会系統組織の取組、②遊休農地対策、③農地中間管理事業等について説明を行いました。これまで22市町村、延べ242名の農業委員が参加されました。

農業委員からは、農地中間管理事業について「機構と事業の違い」、「基盤整備を行う場合の取扱い」、「機構集積協力金の具体的内容やその使途」、「遊休農地の取り扱い」等について質問が出されました。

農地集積と農地の集約化の更なる取組が求められている中、農業委員会と農地中間管理機構との密接な連携のもと、一層の取組強化を図っていきたいと思います。

4 県内での取組事例紹介

第2回目の事例紹介は、新富町の「柳瀬地区」紹介です。

本地区は、新富町南西部の宮崎市と西都市に隣接する水田地帯（31.0ha）で、早期水稻や小麦、施設園芸を基幹作物としているところです。さらに、平成11年度から平成16年度にかけて実施した基盤整備を契機に、これまで農地集積を進めてきているところでもあります。

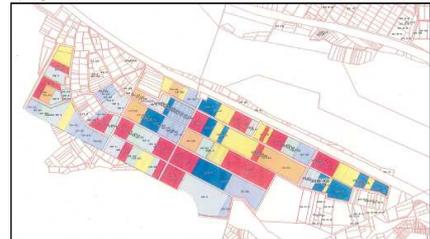
また、平成25年9月の人・農地プラン策定にあたり、地区内の農家83戸のうち10経営体（個人経営体9、法人1者）を地域農業の担い手となる中心経営体として位置付けたところです。

今回、農地中間管理事業を契機にさらなる農地の集積・集約化を進め、強い農業経営体育成に努めていくこととして地域が一体となって取り組んでいます。

農地中間管理事業の取組については、本年7月に地域の担い手に説明を行い、地区全体で農地の集約化に取組、将来的には8割超の農地を担い手に集積する計画としています。地域の担い手の皆さんも、農地中間管理事業は農地の集約化に向けて大変有効な手段であると認識されており積極的に推進していくことで合意したところです。

- ◆H25.7 人・農地プラン作成のためのアンケートの実施
- ◆H25.8.21 地区内中心経営体とのプランの素案検討
- ◆H25.9.6 人・農地プランの策定
- ◆H26.7.10 農地中間管理事業の説明資料の町内全世帯配布
- ◆H26.7.18 柳瀬地区の中心経営体に農地中間管理事業及び機構集積協力金の説明

※10月末の農地中間管理権取得に向け、現在、地元調整中



担い手の農地が分散しているため農地の集約化をいかに進めるか検討中

5 農地売買支援事業（農地の売買）について

宮崎県農業振興公社では、これまで農地保有合理化法人として農地の売買を行ってきましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、農地の売買は農地中間管理機構の特例事業（農地売買支援事業）として実施することになりました。

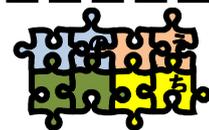
農地中間管理事業を推進する上でも、農地の貸借より農地を売りたいと言われる方がいます。このような時は機構が行う農地売買支援事業を御活用ください。

※農地売買支援事業は農地第二課に御相談ください。

<農地第一課より>

農地中間管理機構として業務を始めて半年が過ぎました。

現在、県内全市町村で農地中間管理事業の事業推進に取り組んでいただいておりますが、私達も地元説明会に参加しています。そこで地元の方々のお話を聞くといろいろ問題意識を持っておられることがわかりました。高齢化に伴い耕作できなくなった農地を地域の方や地域外の担い手に耕作してもらったりしているようですが、これから5年・10年先のことを考えるとやっぱり不安があるようです。農地中間管理事業は農地の集積・集約化には有効な手段ですが、集積された農地をだれがどう活用していくかも併せて考えていく必要があります。地域での話し合いでも生産担当、担い手育成担当が一体となって事業活用を検討していくことが大事だと感じています。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-51-2011

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp